

第19回佐賀県障害者スポーツ大会実施要綱

第1 目的

佐賀県障害者スポーツ大会は、障害のある選手が、大会の開催を通じて、スポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、障害者スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第2 名称

第19回佐賀県障害者スポーツ大会

第3 主催

佐賀県

第4 主管

(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会、(一財)佐賀陸上競技協会、佐賀県水泳連盟、佐賀県アーチェリー協会、佐賀県障がい者卓球協会、佐賀県障害者フライングディスク協会、佐賀県ボウリング連盟、佐賀県スポーツウエルネス吹矢協会、佐賀県卓球バレー協会、佐賀県ボッチャ協会、佐賀県障がい者スポーツ指導者協議会、

第5 後援（順不同）

佐賀県教育委員会、佐賀県市長会、佐賀県町村会、(福)佐賀県社会福祉協議会、(公財)佐賀県スポーツ協会、佐賀県レクリエーション協会、(一社)佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県ボランティア連絡協議会、佐賀県手話の会連絡協議会、(公社)佐賀県看護協会

第6 協賛

大塚製薬株式会社

第7 協力団体

西九州大学、九州医療専門学校、ようどう館佐賀校

第8 大会役員

会 長／佐賀県知事
副 会 長／佐賀県文化・スポーツ交流局長、(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会会長
委 員 長／(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会副会長
委 員／佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ総括監、佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ課長、佐賀県身体障害者団体連合会会長、(福)佐賀県社会福祉協議会事務局次長、佐賀県知的障害者福祉協会副会長、佐賀県精神保健福祉連合会会長、佐賀県スポーツ協会事務局次長、佐賀県水泳連盟名誉会長、佐賀県アーチェリー協会事務局長、佐賀県障がい者卓球協会会長、佐賀県障害者フライングディスク協会会長、佐賀県ボウリング連盟副理事長、佐賀県スポーツウエルネス吹矢協会会長、佐賀県卓球バレー協会事務局長、佐賀県障がい者スポーツ指導者協議会副会長、佐賀県ボッチャ協会会長

第9 大会期日

令和2年10月11日（日）、17日（土）、18日（日）、25日（日）

第10 実施競技

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、スポーツウエルネス吹矢、卓球バレー、ボッチャ

第11 大会事務局

佐賀県障がい者スポーツ協会（〒840-0851 佐賀市天祐1-8-5）

電話（0952）24-3809 ファックス（0952）24-3818

第12 大会会場及び実施スケジュール

競技	会場	期日	受付開始	競技場の注意	競技開始	競技終了
陸上競技	SAGA サライズパーク 陸上競技場	10/17(土)	8:00	8:30	9:00	16:30
水泳	SAGA サライズパーク 水泳場	10/25(日)	8:30	9:00	9:30	13:00
アーチェリー	森林公園アーチェリー場	10/18(日)	9:30	9:45	10:00	12:00
卓球	卓球	勤労身体障害者 教養文化体育館	9:00	9:15	9:30	12:30
	STT		13:00	13:15	13:30	15:00
フライングディスク	西多久多目的 運動広場	10/11(日)	10:00	10:30	11:00	15:00
ボウリング	ボウルアーガス	10/17(土)	9:30	10:00	10:15	14:30
スポーツウエルネス吹矢	牛津武道館(津武館)	10/11(日)	10:00	10:20	10:30	13:00
卓球バレー	多久市体育センター	10/17(土)	9:30	10:00	10:30	16:00
ボッチャ	勤労身体障害者 教養文化体育館	10/18(日)	9:30	10:00	10:30	14:00

※新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、今年度は合同開会式（県民スポーツ大会、佐賀県障害者スポーツ大会、さがねりんピック）は開催しません。

※時間は予定であり、変更になる場合があります。

第13 選手の参加資格

競技に参加できる選手は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）令和2年（2020年）4月1日現在で6歳以上の者。ただし、ボウリング競技、卓球競技については、10歳以上の者。
- （2）身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、療育手帳制度要綱(昭和48年厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者若しくはこれに準ずる障害のある者。

精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者若しくはこれに準ずる障害のある者。

ただし、卓球バレーについては、この限りではない。

- (3) 県内に居住している者、または県内の施設や学校等に入所、通所及び通学している者。
- (4) 大会参加前に競技出場の可否について医師の診断を受ける等、競技に耐え得る身体的条件にある者。

第14 競技種目、障害別適用及び競技規則

競技の種目及び障害区分は「佐賀県障害者スポーツ大会障害区分別競技種目表」（別表1）のとおりとする。

競技規則は、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編全国障害者スポーツ大会競技規則」「一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会競技規則」「日本卓球バレー連盟編競技規則」「日本ボッチャ協会競技規則2017-2020 V.2」に準ずるものとする。

第15 年齢区分

競技は、フライングディスク、スポーツウエルネス吹矢、卓球バレー、ボッチャを除き、次の各部に分けて実施するものとする。

- (1) 身体障害者 1部（39歳以下） 2部（40歳以上）
- (2) 知的障害者 少年の部（19歳以下） 青年の部（20歳～35歳） 壮年の部（36歳以上）
- (3) 精神障害者 少年の部（19歳以下） 青年の部（20歳～35歳） 壮年の部（36歳以上）

第16 出場種目数及び種目の選定

(1) 出場種目数

複数の競技に出場できるが、申込者数の状況等により1競技の出場になる場合がある。また、陸上は2種目まで出場できるが、申込者数の状況により1種目の出場になる場合がある。ボウリング競技については、申込者数の状況により、少数競技・種目の申込者を優先する場合がある。

(2) 種目の選定

競技種目の選定に当たっては、各保健福祉事務所、施設、学校、各障害者団体において参加希望者の性別、障害程度、適性等を考慮し、選手に助言、指導するものとする。

第17 出場選手及び出場種目の決定

- (1) 競技への参加資格に関する審査は、主管者が行うものとする。
- (2) 競技参加申込書の記載内容が不明確なもの又は参加資格のない者は棄却することができるものとする。

第18 申込方法及び申込上の注意

- (1) 申込書／個人競技参加選手名簿・総括票（様式1）及び個人競技参加申込書・個人票（様式2）、卓球バレー参加申込書（様式3）
- (2) 申込期限／令和2年（2020年）8月14日（金）（必着）
なお、期限経過後の参加申込及び変更は受け付けないものとする。

- (3) 申込先／大会事務局
- (4) 重複の障害がある者は、より重度の障害の競技種目に出場するものとする。
- (5) 申込があった時点で、別に定める新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項について協力いただけるものと判断する。また、大会当日これを守れない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがある。

第19 申込競技の変更

申込期限後の変更は原則として認めない。

第20 競技細則

- (1) 種目別出場者の組合せ
各種目別出場者の編成は、主催者及び大会事務局が出場者の年齢、性別、障害程度を考慮し、組合せを行うものとする。
- (2) 出場者の注意事項
 - ① 出場者は、競技係員の指示に従うこと。また、招集時刻に遅れた選手は棄権したものととして出場できないことがあるので注意すること。
 - ② 車いすは各自で用意すること。
- (3) 出場者の健康管理
 - ① 出場者は、競技出場前に十分なウォーミングアップを行うこと。
 - ② 競技前後又は競技中に健康状態が悪化したときは、速やかに救護所等に申し出て適切な処置を受けること。
 - ③ 慢性疾患等で、競技に出場することが症状の悪化を招く恐れがある者については、医師の指示により出場を見合わせる事。
- (4) 選賞方法
全員に記録証を発行する。
大会新記録を達成した選手に賞状を授与する。

第21 大会参加費用

参加料は無料とする。ただし、参加者（付添、家族等を含む）の出場に要する費用及びボウリング競技の専用シューズ借用料については、各人の負担とする。

第22 その他の事項

- (1) 参加者の服装及び携行品
 - ① 服装及び靴は、運動に適したものであること。
 - ② 運動靴、タオル、昼食その他必要なものは各自用意すること。
- (2) ゼッケンは、個人に割り当てられた番号を着用すること。
また、ゼッケン番号がない選手、今回初参加の選手については大会事務局が配付する。
- (3) 競技出場者を含むすべての参加者は、会場内の施設器具、備品等を破損しないよう注意し、会場の美化に努めること。
- (4) 荒天時の取扱いについては主催者において別に定める。
- (5) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策については主催者において別に定める。